

我が国の住生活の向上に貢献します。

皆さまには、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

住宅金融支援機構は本年4月で設立から12年目を迎えました。この間、多くのお客さまにご利用いただき、民間金融機関、住宅事業者、地方公共団体、投資家等の関係者の皆さまにご理解、ご協力いただいたことを心より御礼申し上げます。

全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】は、平成15年10月の取扱開始から昨年度末までで95万戸のご利用をいただいております。昨年10月からは、団体信用生命保険の加入に必要な費用を月々の返済金に含めるなどご利用しやすくリニューアルしており、引き続きお客さまの視点に立ち、ご要望にお応えできるよう取り組んでまいります。

昨年4月からスタートした第三期中期目標期間においては、第一期、第二期を通じて確立した健全な財務基盤を維持しつつ、国の「住生活基本計画」に基づく施策の実現に向けて、我が国の住生活の向上を金融面から支援するため、政策実施機能の最大化を図ることが求められています。

こうした観点から、昨年度は地方公共団体が実施する子

育て世帯を支援する施策や、UIJターン、コンパクトシティ形成等の施策と連携した住宅取得を支援する制度【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を創設し、地方公共団体の皆さまと協定を締結するなど、地域との連携に積極的に取り組んでおります。今年度からは【フラット35】地域活性化型の要件に空き家対策を追加し、空き家の活用にも取り組んでまいります。

今後も地域の皆さまのお役に立てるよう、地域の政策課題解決に向けた取組を発展させていく所存です。

既存住宅の流通促進及びリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新に貢献すべく、【フラット35】リノベの提供を実施しております。

また、少子高齢化社会における地域の住まい・まちづくりを支援する観点からは、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの提供支援を行っています。金融機関からのニーズを踏まえた商品改善を実施していくとともに、本年5月からは、愛称を【リ・バース60】とし、よりお客さまに認知いただくとともに、多様な住宅ニーズへの対応を行ってまいります。

住宅セーフティネット法の改正に伴い、昨年10月から機構の新しい業務として住宅確保要配慮者向け賃貸住宅に



おける家賃債務の保証を対象とした保険を開始したところ
です。平成 30 年度においても、制度の周知等に引き続き
取り組み、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を
支援いたします。

さらに、マンションストックの維持管理を支援するた
めの共用部分リフォーム融資、まちづくり融資など、公的機
関として必要とされる住宅金融の提供を民間金融機関と協
調して実施してまいります。

本年3月には、住宅金融支援機構の事業運営について中
立的立場からご意見をいただくため設置されている「事業
運営審議委員会」から、これまでの取組を総括する報告書
が出されました。委員会の評価では、民業補完に関する取
組や政策実施機関としての取組について高い評価をいただ
いております。機構においては、今後も引き続き同委員会
で事業運営の妥当性を審議いただき、審議の結果を今後の
事業運営の参考にしたいと考えております。

【フラット35】の資金調達のための MBS(資産担保証券)
については、投資家層の拡大などによって、安定的かつ効
率的に発行を続け、累計の発行額は 26 兆円を超えること
となりました。その結果、証券化市場のベンチマークとし

てご評価をいただいております。今後も引き続き投資家の
皆さまとの丁寧な対話等の取組を適切に実施することによ
り、MBS を安定的かつ継続的に発行し、我が国の証券化
市場の発展に貢献してまいります。

発生から8年目を迎える東日本大震災や熊本地震などの
災害からの復興の支援には、災害復興住宅融資等を通じて、
被災されたお客さまからの相談に対し引き続き丁寧に対応
してまいります。地方公共団体とも連携し、ワンストップ
で相談に乗れるよう、取り組んでまいります。

これからも、融資をご利用いただくお客さまをはじめ、
民間金融機関、住宅事業者、地方公共団体、投資家等の
皆さまのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い
申し上げます。

平成 30 年 7 月
独立行政法人 住宅金融支援機構

理事長 **加藤 利男**